

徳島県告示第百七十三号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(基準点測量成果の写の保管および閲覧に関する規程の一部改正)

第一条 基準点測量成果の写の保管および閲覧に関する規程(昭和三十年徳島県告示第五百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第一条第七号」を「第一条第八号」に改める。

(徳島県営林極印使用規程の一部改正)

第二条 徳島県営林極印使用規程(昭和三十四年徳島県告示第百六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「農林水産部スマート林業課長」を「農林水産部林業振興課長」に改める。

(昭和四十一年徳島県告示第七百九十五号の一部改正)

第三条 昭和四十一年徳島県告示第七百九十五号(徳島県立自然公園を指定する件)の一部を次のように改正する。

「徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課」を「徳島県生活環境部サステナブル社会推進課」に改める。

(昭和四十五年徳島県告示第二百九十五号等の一部改正)

第四条 次に掲げる告示の規定中「徳島県県土整備部砂防・気候防災課」を「徳島県県土整備部砂防防災課」に改める。

- 一 昭和四十五年徳島県告示第二百九十五号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 二 昭和四十六年徳島県告示第六百四十二号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 三 昭和四十六年徳島県告示第六百四十三号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 四 昭和四十六年徳島県告示第六百四十四号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 五 昭和四十六年徳島県告示第六百四十五号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 六 昭和四十六年徳島県告示第六百四十六号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 七 昭和四十六年徳島県告示第六百九十号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 八 昭和四十六年徳島県告示第六百九十一号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 九 昭和四十六年徳島県告示第六百九十二号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十 昭和四十六年徳島県告示第六百九十三号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十一 昭和四十六年徳島県告示第六百九十四号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十二 昭和四十六年徳島県告示第八百九十三号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十三 昭和四十六年徳島県告示第九百二十六号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十四 昭和四十六年徳島県告示第九百五十三号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十五 昭和四十六年徳島県告示第九百六十四号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十六 昭和四十七年徳島県告示第六十号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十七 昭和四十七年徳島県告示第百号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十八 昭和四十七年徳島県告示第百一号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十九 昭和四十七年徳島県告示第百十六号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)

- 二十 昭和四十七年徳島県告示第三百二十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十一 昭和四十七年徳島県告示第三百七十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十二 昭和四十七年徳島県告示第二百十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十三 昭和四十七年徳島県告示第二百四十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十四 昭和四十七年徳島県告示第四百九十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十五 昭和四十七年徳島県告示第六百二十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十六 昭和四十七年徳島県告示第六百二十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十七 昭和四十七年徳島県告示第七百九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十八 昭和四十七年徳島県告示第七百八十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十九 昭和四十八年徳島県告示第五百五十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十 昭和四十八年徳島県告示第六百六十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十一 昭和四十九年徳島県告示第七百七十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十二 昭和四十九年徳島県告示第五百八十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十三 昭和五十年徳島県告示第二百四十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十四 昭和五十一年徳島県告示第四百十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十五 昭和五十一年徳島県告示第七百九十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十六 昭和五十二年徳島県告示第五百一十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十七 昭和五十三年徳島県告示第二百二十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十八 昭和五十三年徳島県告示第四百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十九 昭和五十三年徳島県告示第千号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十 昭和五十五年徳島県告示第三百四十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十一 昭和五十六年徳島県告示第一百十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十二 昭和五十六年徳島県告示第四百十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十三 昭和五十六年徳島県告示第九百二十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十四 昭和五十七年徳島県告示第三百十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十五 昭和五十八年徳島県告示第二百六十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十六 昭和五十八年徳島県告示第七百六十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十七 昭和五十九年徳島県告示第五百十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十八 昭和五十九年徳島県告示第五百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十九 昭和六十年徳島県告示第八十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十 昭和六十年徳島県告示第七百九十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）

- 五十一 昭和六十一年徳島県告示第六百八十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十二 昭和六十二年徳島県告示第五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十三 昭和六十二年徳島県告示第六百七十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十四 昭和六十三年徳島県告示第二百五十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十五 昭和六十三年徳島県告示第七百五十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十六 平成元年徳島県告示第二百十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十七 平成元年徳島県告示第八百九十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十八 平成二年徳島県告示第九十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十九 平成二年徳島県告示第二百二十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十 平成三年徳島県告示第十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十一 平成四年徳島県告示第二百三十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十二 平成五年徳島県告示第二十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十三 平成五年徳島県告示第七百三十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十四 平成七年徳島県告示第二百三十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十五 平成八年徳島県告示第三百九十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十六 平成九年徳島県告示第四百十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十七 平成九年徳島県告示第八十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十八 平成十年徳島県告示第五百十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十九 平成十一年徳島県告示第七十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十 平成十一年徳島県告示第五百十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十一 平成十一年徳島県告示第四百六十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十二 平成十一年徳島県告示第八百二十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十三 平成十二年徳島県告示第二百五十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十四 平成十三年徳島県告示第二百六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十五 平成十三年徳島県告示第六百八十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十六 平成十四年徳島県告示第二百二十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十七 平成十四年徳島県告示第八百六十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十八 平成十五年徳島県告示第二百五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十九 平成十五年徳島県告示第二百四十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十 平成十五年徳島県告示第六十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十一 平成十六年徳島県告示第七十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十二 平成十七年徳島県告示第二百三十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十三 平成十七年徳島県告示第七百二十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十四 平成十八年徳島県告示第九百九十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十五 平成十八年徳島県告示第六百二十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十六 平成十九年徳島県告示第九十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）

八十七 平成十九年徳島県告示第二百八十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
八十八 平成二十年徳島県告示第百十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
八十九 平成二十年徳島県告示第百八十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十 平成二十年徳島県告示第七百六十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十一 平成二十一年徳島県告示第二百九十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十二 平成二十一年徳島県告示第七百十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十三 平成二十二年徳島県告示第百三十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十四 平成二十二年徳島県告示第五百八十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十五 平成二十三年徳島県告示第五十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十六 平成二十三年徳島県告示第百六十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十七 平成二十三年徳島県告示第五百十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十八 平成二十三年徳島県告示第八百五十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
九十九 平成二十四年徳島県告示第七百一十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百 平成二十四年徳島県告示第七百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百一 平成二十六年徳島県告示第八十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百二 平成二十六年徳島県告示第二百一十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百三 平成二十六年徳島県告示第四百三十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百四 平成二十六年徳島県告示第六百三十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百五 平成二十七年徳島県告示第六百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百六 平成二十九年徳島県告示第七十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百七 平成二十九年徳島県告示第五百二十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百八 平成三十年徳島県告示第七百四十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
百九 令和四年徳島県告示第五百五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号の一部改正）

第五条 昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表備考に掲げる建築物等の項中「並びに」を「、」に改め、「課内室」の下に「並びに知事戦略公室」を加える。

（徳島県貸金業者登録簿閲覧規程の一部改正）

第六条 徳島県貸金業者登録簿閲覧規程（昭和五十八年徳島県告示第八百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「徳島県商工労働観光部企業支援課内」を「徳島県経済産業部企業支援課内に改める。

（徳島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正）

第七条 徳島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成八年徳島県告示第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「経営戦略部管財課」を「企画総務部管財課」に改める。
（平成二十四年徳島県告示第二百十七号等の一部改正）

第八条 次に掲げる告示の規定中「徳島県危機管理環境部環境管理課」を「徳島県生活環境部環境管理課」に改める。

- 一 平成二十四年徳島県告示第二百十七号（騒音に係る環境基準の地域類型を指定する件）
- 二 平成二十四年徳島県告示第二百十八号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定する件）
- 三 平成二十四年徳島県告示第二百十九号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件）
- 四 平成二十四年徳島県告示第二百二十一号（徳島県生活環境保全条例に基づく騒音発生工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を定める件）
- 五 平成二十四年徳島県告示第二百二十三号（振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定する件）
- 六 平成二十四年徳島県告示第二百二十四号（特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件）
- 七 平成二十四年徳島県告示第二百二十五号（振動規制法の規定による知事が指定する区域を定める件）
- 八 平成二十四年徳島県告示第二百二十七号（悪臭防止法の規定による規制地域を指定する件）

（平成二十六年徳島県告示第百五十二号の一部改正）

第九条 平成二十六年徳島県告示第百五十二号（津波災害警戒区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

「徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課」を「徳島県危機管理部防災対策推進課」に改める。

（令和五年徳島県告示第二百七十三号の一部改正）

第十条 令和五年徳島県告示第二百七十三号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報等を定める件）の一部を次のように改正する。

表中「消防保安課」を「危機管理部消防保安課」に、「消費者くらし安全局安全衛生課」を「危機管理部安全衛生課」に、「長寿いきがい課」を「保健福祉部長寿いきがい課」に、「徳島県産業人材育成センター」を「経済産業部産業人材課」に、「畜産振興課」を「農林水産部畜産振興課」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。